

法令等遵守に係る基本方針

当組合は、法令・定款などを遵守し、あらゆる社会的規範に従うこと、そして、組合員の信頼に応えることが、事業活動を行う上での大前提であると考えています。当組合では、共済事業の社会的責任および公共的使命を果たすため、全役員がコンプライアンスの担い手となり、コンプライアンスの推進に向けて取り組んでいます。

当組合のコンプライアンス基本方針は以下の通りです。

- ① 法令等を厳格に遵守し、社会倫理に従った公明正大な事業活動を行う。
- ② 健全で適切な事業活動により、組合員および加入者からの信頼を確立する。
- ③ 人格や個性を尊重し、地球環境の保護を重視して、社会との調和を図る。
- ④ 反社会的勢力や団体を断固として排除し、毅然とした態度を貫く。

当組合は、コンプライアンス基本方針のもと、組合員および加入者からの信頼と満足度を高め、組織価値と透明性の向上を目指します。そのために、法令遵守態勢を整備して「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスマニュアル」を制定し、役職員のコンプライアンス意識を高め、理事および理事会主導でコンプライアンスプログラムの取組み事項を推進します。

また、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、年2回開催される「コンプライアンス委員会」にて進捗確認を実施します。